

(土石流被害の防止による評価)

平成20年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(区分) 国補・県単

事業名	復旧治山事業(通常地域)	事業箇所	笛吹市 御坂町 上黒駒	地区名	くろだけひがし 黒岳東	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 - 本箇所は、笛吹市御坂町篠野木地区を流れる一級河川金川の支流に位置し、山地災害危険地区に指定されている。 - 流域内は平成19年の台風により新たに渓岸浸食が発生し渓流荒廃が拡大を続けており不安定土砂が異常堆積している。</p> <p>②整備目標・効果 <input type="checkbox"/>主要目標 <input checked="" type="checkbox"/>土石流被害の防止 保全対象 人家20戸 国道500m 市営林道1500m 緊急度・危険度 10 ≥ 10点 ※ 被害軽減額 398 ≥ 340百万円 ※</p> <p><input type="checkbox"/>副次効果 <input checked="" type="checkbox"/>被災時の被害波及の防止</p> <p style="text-align: right;">※: 評価基準値</p>				<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>妥当・妥当でない</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) - 森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) - 森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>③経済妥当性 費用便益費 便益(B)／費用(C)=5.22 > 1.0 - 便益(B)=836百万円 - 費用(C)=160百万円</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 - 堆積土砂の流出防止 土砂流出防止率 42% → 65%</p> <p>⑤整備手法の有効性 - 保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>⑥環境負荷への配慮 - 施工中は廻排水を設置し水質汚濁防止及び水量確保を図る。 - 動植物の希少種の保護にも留意する。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>⑦事業計画の熟度 - 地元笛吹市からの強い要望あり 総合評価 [貢献度ランク:a] <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>【事業位置図等】</p> <p style="text-align: right;">省略</p>			
<p>(2)整備内容と整備量</p> <p>①整備内容 谷止工4基</p> <p>②整備期間 平成21年度～平成22年度</p> <p>③総事業費 163百万円(国費80百万円)(補助率1/2)</p> <p>④全体計画 平成21年度 谷止工2基 87百万円 平成22年度 谷止工2基 76百万円</p> <p>⑤既整備内容・期間・事業費 谷止工1基 昭和63年 22百万円 床固工1基 平成元年 29百万円</p>							